

令和8年度政府予算等に関する政策提案・要望(令和7年6月)の内容

★：新規項目、◎：昨年は重要項目⇒今年は最重要項目

■最重要項目 (19 項目)

番号	項目名	内容
1	子育て支援施策の充実 ・強化について 【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】	我が国の少子化は深刻さを増しており、2030 年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスと言われるなど、少子化の問題はこれ以上放置できない待ったなしの課題であり、「こども大綱」や「こども未来戦略」に沿って地方においても予算を拡充し様々な子育て支援策に取り組んでいる。 本県においても、少子化局面の打開に向けた取組みを進めてきた結果、令和6年の出生数の減少幅がここ数年と比較し鈍化するなど、一定改善の兆しが見られるところであるが、こうした流れを確実なものとし、少子化・人口減少のトレンドを反転させるためには、国において、少子化対策、子育て支援施策の拡充を加速化し、強力に推進していく必要がある。 ついては、次代を担うすべての子どもの健やかな育ちを支える基礎的な経済支援策について所得制限を設けないこと及び国の財政負担を基本に、以下の点について要望する。 ① こども未来戦略「加速化プラン」の着実な実施 こども未来戦略の「加速化プラン」を着実に実施するとともに、地方自治体の子育て支援施策を安定的に行えるよう十分な財政措置を行うこと。 ② 地域の少子化対策への財政支援 結婚支援などの少子化対策を継続・強化して実施できるよう、地域少子化対策重点推進交付金を拡充するとともに、長期的な視点を持った事業の継続実施が可能な財政的支援を行うこと。 ③ 妊娠・出産の願いに寄り添う不妊治療支援 本県を含む多くの自治体では、治療を希望する方が経済的な理由から治療をあきらめることがないよう、不妊治療への保険適用後においても、自己負担額を軽減するための独自の助成を行うことで多くの方々に利用されているが、一方で財政負担が増加しており、国において自治体への財政的支援を講じること。 ④ 妊婦のための支援給付の支給方法について 子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から制度化された妊婦のための支援給付金は、原則、現金支給によることとなったが、令和6年度において、国の推奨により子ども・子育て支援に資するようクーポン等による現物支給を行った自治体では、クーポン等の有効期限によっては令和8年度まで支払いが生じるため、出産・子育て応援交付金（経過措置）を令和8年度まで延長すること。 また、妊婦のための支援給付金をクーポン等で支給する場合の経費について、引き続き、国において財政的支援を講じること。 ⑤ 多様な働き方や男性の育児休業取得の促進 妊娠・出産や育児等と仕事との両立などを可能とする短時間正社員制度

番号	項目名	内容
		について、事業所での導入が進むよう、国の「キャリアアップ助成金」において、新規採用等の場合も助成対象とするなど、支援制度の拡充を図ること。 また、国では、令和7年4月から出生時育児休業給付金や育児休業給付金について、子の出生直後の一定期間以内に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子の育児休業を取得する場合に、支給額を最大28日間、手取りで10割相当に引き上げたが、男性の育児休業取得を促進するには、少なくとも3か月間は、手取りで10割相当への引き上げとなるよう制度の拡充を行うこと。 ⑥ 子ども医療費助成の国における制度化 国の責任において、全国一律の子ども医療費助成制度を創設すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。 ⑦ 保育人材等の確保 保育所等や放課後児童クラブについては、配置基準改善や「こども誰でも通園制度」等への対応やこども1人1人に十分に関わるための人材確保が必要である。 特に、保育士の人件費については、令和6年度に10.7%のベースアップが図られ、令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査における15大産業の平均の賃上げ(4.1%)を上回る改善が見られるが、令和6年賃金構造基本統計調査によると、本県の保育士の給与月額(23.7万円・勤続8.5年)は全産業平均(32.7万円・勤続13.1年)に比べ約9万円低いことから、保育士等が給与面においても魅力のある職となるよう公定価格の抜本的な見直しによる一層の処遇改善を行うこと。 また、国において、保育の現場や保育士等の仕事の魅力についてより一層積極的に発信するとともに、地域における保育人材等確保のための取組について、補助額の引き上げなど財政的支援を充実すること。 ⑧ 学校給食費の無償化 「給食無償化」に関する課題の整理を踏まえ、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。 ⑨ 高等教育の修学支援新制度の拡充 大学・専門学校等の高等教育にかかる教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業について、所得基準の緩和を図るとともに、授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を引き上げるなど制度の拡充を図ること。 ⑩ 企業主導型保育事業に対する監査の重複の解消 企業主導型保育事業については、自治体による認可外保育施設としての監査と国による企業主導型保育事業の監査の対応が負担となっており、保育の質の確保や保育士等の負担軽減の観点から重複を解消すること。 (子ども政策推進局、教育委員会、政策部、商工労働部、総務部)

番号	項目名	内容
2	地方財政の充実・強化について 【総務省、財務省、内閣府】	(1) 一般財源総額の確保・充実等 ① 一般財源総額の確保・充実等 喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化や防災・減災対策に加え、地域産業を支える担い手の確保・人手不足対策、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素・地球温暖化対策、デジタル化の推進や公共施設の老朽化対応など、新たに重点的に取り組むべき課題についても、国と地方の適切な役割分担のもと、地方が積極的に施策を実施できるよう、地方の財政需要を的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額の確保・充実を行うこと。 また、行政の効率化や人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は行わないこと。 ② 年収103万円の壁の見直しやトリガー条項の凍結解除に対する適切な財政措置 令和7年度税制改正において、所得税の基礎控除などの非課税枠、いわゆる「年収103万円の壁」が見直され、住民税においても給与所得控除最低保障額が10万円引き上げられた。また、いわゆるガソリン税のトリガー条項の凍結解除についても国で議論されており、発動された場合には地方揮発油税や軽油引取税が減収となる。 こうした地方税収の減につながる制度改正に対しては、確実な補填措置を講じること。 ③ 地方公務員の定年引き上げ等にかかる適切な財政措置 令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引き上げの円滑な制度移行において、地方の財政負担が新たに生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引き上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、適切に地方財政措置を講じること。 また、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度が円滑に運用できるよう、制度運用に必要な地方財政措置を引き続き講じること。 加えて、令和7年度から令和12年度にかけて引き上げられることとなった教職調整額についても、地方に新たな財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。 ④ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の確保 令和7年度の地方財政計画においては、制度創設以来、はじめて新規発行額がゼロとなったものの、その廃止や地方交付税の法定率の引き上げなど抜本的な改革を行うべきであり、今後も臨時財政対策債に頼らないよう、財源不足に対応して必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること。

番号	項目名	内容
		★(2) 公営企業に対する財政支援 ① 地域医療体制の充実・確保を支えるために必要な財政措置の充実 地域において基幹的な役割を果たしている自治体病院が、近年の人件費の上昇や物価高騰等の影響により、病院経営が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、一般会計繰出金について、その実態を踏まえた繰出基準に見直すとともに、必要な財政措置を講じること。 (1) 現在繰出の対象となっている政策的医療について、自治体病院の費用水準を十分に踏まえ、地方交付税の基準財政需要額等における積算単価を引き上げること。 (2) また、経営改善努力を上回る水準で物価高騰等が続くなか、現在繰出の対象となっていない一般診療についても、「社会経済情勢の急激な変化に伴い増加した経費のうち、医業収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」を繰出の対象としたうえで、財政措置を講じること。 (3) 医療の先進性を確保し、県民医療の充実を図るため、高度医療・先進的医療のための医療器械の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう繰出基準を見直すとともに、適切な地方財政措置を講じること。 ② 水道事業の防災対策を強化するための地方財政措置の拡充 能登半島地震を受けて、災害に強い水資源インフラの整備が急務となっていることから、急所施設（導水管、送水管）や重要施設に接続する水道管路（配水本管、配水支管）の耐震化を推進するための支援を拡充し、必要な予算を確保すること。 (1) 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に対する防災・安全交付金の交付率（1/3）を下水道事業と同程度（1/2）まで引き上げること。 (2) 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に係る水道事業債について、下水道事業債と同様に元利償還金に対して普通交付税措置を講じること。 (3) ① 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に係る繰出基準（通常の耐震化事業に上積みして実施するものの1/4）について、水道広域化に対する基準（水道広域化施設に係る建設改良費の1/3）と同等程度まで拡充すること。 ② 繰出に伴う一般会計出資債の元利償還金に対する地方交付税措置（元利償還金の1/2を普通交付税措置）について、水道広域化事業（元利償還金の60%を普通交付税措置）と同等程度まで拡充すること。 (3) 地方創生関連予算の確保・充実等 ① 地方創生関連予算の十分な確保・充実 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、引き続き「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等の地方創生関連予算の

番号	項目名	内容
		十分な確保及び充実を図ること。 ② 地方創生交付金の積極的な採択及び交付要件の緩和 地方創生交付金については、既存施設のリニューアルを含む拠点整備事業やインフラ整備事業についても積極的に交付対象事業として採択するとともに、試作・実証経費等の交付対象経費についても交付要件の緩和を図ること。 (政策部・病院局)
3	★防災庁（地方支分部局）の設置について 【内閣府（防災庁関係）】	国においては、令和8年度の防災庁設置に向けて検討を進めているが、本県は四国を管轄する国の出先機関が集約されており、南海トラフ地震発生時に四国の防災拠点となりうることから、本県に地方支分部局を設置すること。 (政策部・危機管理総局)
4	★県立病院による持続的かつ安定的な医療提供体制の確保について 【総務省・厚生労働省】	地域において基幹的な役割を果たしている自治体病院が、近年の人件費の上昇や物価高騰等の影響により、病院経営が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、一般会計繰出金について、その実態を踏まえた繰出基準に見直すとともに、必要な財政措置を講じること。 (1) 現在繰出の対象となっている政策的医療について、自治体病院の費用水準を十分に踏まえ、地方交付税の基準財政需要額等における積算単価を引き上げること。 (2) また、経営改善努力を上回る水準で物価高騰等が続くなか、現在繰出の対象となっていない一般診療についても、「社会経済情勢の急激な変化に伴い増加した経費のうち、医業収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」を繰出の対象としたうえで、財政措置を講じること。 (3) 医療の先進性を確保し、県民医療の充実を図るため、高度医療・先進的医療のための医療器械の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう繰出基準を見直すとともに、適切な地方財政措置を講じること。 県立病院職員の給与等は、人事委員会勧告を考慮せざるを得ないが、現行のベースアップ評価料は対象職員の給与改定額に対して不足しているうえ、対象外とされる医師等の賃上げに資する入院基本料等の増加分は、物価高騰に伴い、医師等のベースアップの財源としても不足していることから、自治体病院に対して令和7年度補正予算における補助金による機動的な対応など緊急的な財政支援を講じること。 (病院局)
5	地方における外国人材の受入れ促進と多文化共生社会の実現に向けた取組等への支援について 【出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、経	① 地方における外国人材の受入れ促進について - 地方自治体による県内企業等の外国人材の受入れ支援などの独自の取組に対し、継続的な財政支援を講じること。 - 新たに創設された「育成就労制度」について、混乱なく円滑に進められるよう、国において、地方自治体や関係団体等に対し、周知啓発を図るとともに、これに併せて既存の制度についても適宜必要な見直しを行

番号	項目名	内容
	【済産業省】	うこと。 ・ 本県の代表的な地場産業の一つである手袋産業は、縫製作業が中心となる産業であることから、現在「特定技能制度」につながる「技能実習制度」の対象職種として「婦人子供服製造」や「紳士服製造」など多くの縫製業務が認められていることを考慮すると、「手袋製造業」も同様に対象職種として認められることが合理的であると考え。ついては、人手不足となっている手袋産業において、外国人材の積極的な活用が進むよう、「技能実習制度」から移行する予定である「育成就労制度」の対象職種として「手袋製造業」を追加すること。 ・ 「特定技能制度」について、地方の人手不足の解消に寄与するよう、制度の浸透や、特定産業分野の追加にかかる柔軟な対応、試験実施国や実施回数の増を図ること。 ・ 「特定技能制度」や「育成就労制度」については、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的な発展につながるものとなるよう、大都市等への過度の集中防止策について、地方自治体や関係団体等の意見を十分に聴取し、時宜にかなった実効性のある施策を国が責任を持って実施すること。 ・ 「技術・人文知識・国際業務」などの専門的・技術的分野の在留資格において、事業者等の実情を反映し、外国人材が日本人同様の幅広い業種や職種に従事できるよう、従事可能な業務の緩和等を行うこと。 (例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格でホテルのフロント業務に従事する外国人材が、客室清掃や配膳業務にも従事可能とすることで、多様な業務に対応できる能力を養い、広い視野を持つ人材への育成を促すなど、人手不足の解消に加え、業務の効率化や生産性の向上にもつながる) ・ 外国人材の在留資格の取得や変更手続について、提出書類や記載事項の省略など、一層の簡素化を図ること。 (例えば、詳細な業務内容や雇用の必要性の説明等を任意様式ではなく申請様式の項目に加えるなど) ② 多文化共生社会の実現に向けた取組について ・ 外国人の生活支援、防災面及び日本語教育に関する支援等や社会参画の促進など、多文化共生の社会づくりに向けた取組や、窓口の設置などの取組に対し、継続的な財政支援を講じること。 ③ 外国人児童生徒の受入体制の整備について ・ 本県の日本語指導が必要な外国人児童生徒はこの 10 年間で倍増しており、また、その母語も多様化している中、現在の日本語指導教員数では十分な日本語指導を行うことが難しいことから、義務標準法における日本語指導の教員の配置基準である 18 人につき 1 人の基準の引き下げを行うこと。 ・ 学校への日本語指導員派遣やオンライン授業等の指導環境整備のための財政支援を拡充すること。 ・ 日本語指導を担当する教員等の研修の充実や、効果的に日本語指導を行うためのデジタル教材を開発すること。 (商工労働部、総務部、教育委員会)

番号	項目名	内容
6	持続可能で安全・安心な教育環境の強化・充実について 【文部科学省】	(1)教員を支える体制の強化・充実 ① 本県では、令和4年度以降、香川型指導体制として、県内の小中学校、全学年において35人学級を実施しており、また、高等学校においても、専門高校を中心に1学級40人を下回る生徒数をベースに教職員を配置し、多様な教育内容や少人数によるきめ細やかな指導の充実を図っている。このため、国においては、高等学校においても1学級35人をベースにした教職員定数の大幅な増員を図ること。加えて、小学校においては教科担任制の更なる拡充を図るなど、学校の指導・運営体制を強化するうえで必要な財源を措置すること。 ② 学級担任や教科指導・生徒指導を担っている教員がそれらの業務に注力できるよう、養護教諭が児童生徒の心身の不調に対する対応や感染症対策などの業務を十分に担えるように、また、栄養教諭が各学校・各学級において食に関する指導や食物アレルギーに対応した給食の提供にきめ細かく対応できるように、算定基準を見直すこと。加えて、国が進める共同学校事務室は学校事務職員が教員を効果的に支えられる体制であるので、共同学校事務室の定数の見直しを図ること。 ③ 教員の業務をサポートする教員業務支援員や特別支援教育支援員、部活動指導員、スクールロイヤーなどの支援スタッフ等の一層の拡充による教員の負担軽減や給与上の処遇改善等に必要な財源を確保すること。 ④ 教員として優れた人材を確保できるよう、国において教員の処遇改善やイメージアップの取組を行うこと。 ⑤ 各都道府県における教員採用の際の試験問題作成上の負担軽減や新たな教育課題を踏まえた適切な試験問題の実施の観点から、国において教員採用選考試験における1次試験の共通化を早期に図ること。 ⑥ 教員を確保するための施策として、正規教員経験者が講師採用となった場合の免許外教科担任の許可ができるよう教育職員免許法の見直しを図ること。 (2)持続可能な部活動の運営確立 ① 少子化のなかでも将来にわたり、生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保・充実を踏まえた部活動改革を行うには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材の確保、指導者の処遇改善等、地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これらに必要な取組を推進するとともに財政支援の拡充を図ること。

番号	項目名	内容
		② 国において、部活動改革の必要性や目的、スケジュール等について十分な広報を行うとともに、実証事業の成果を踏まえ、地域の実情に応じて部活動改革が円滑に進むよう支援すること。その際、これまで国の方針に沿って取り組んできた市町において、改革に向けた意識や取組が後退することが決してないよう、国の方針を着実に実行すること。保護者や市町の費用負担は必須となり、その負担を軽減するために国の制度改正も含め対応すること。 ③ 家庭の状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、部活動の地域展開に伴い、新たに生じる保護者等の費用負担を軽減する観点から、経済的に困窮する家庭に対する十分な支援など、国の責任において必要な財政支援を講じること。 (3)子どもの安全・安心な環境等の実現 ① 公立学校施設の整備に当たっては、各自治体が、長寿命化改良事業や大規模改造事業などに、計画的に対応し、また、年度の早期から事業を確実に実施できるよう、可能な限り当初予算において必要な予算額を計上するとともに、十分な財源を確保すること。また、各自治体が、非構造部材の専門的な点検を適切に実施できるよう、専門的な点検実施の経費にかかる補助制度を創設すること。 ② 小中学校の体育館に空調設備を整備する自治体が、多額の自己財源を負担する必要が生じないよう、学校施設環境改善交付金の制度を引き続き拡充すること。 ③ 高等学校施設の長寿命化、体育館への空調設備の設置及び多様化する生徒や新しい時代に対応する高等学校づくりを推進するための施設・設備整備に対する財政支援の拡充を図ること。また、「緊急防災・減災事業債」については、令和7年度までの時限措置であるため、恒常的な措置とするとともに、避難所に指定されていない高等学校についても、災害時における生徒や学校職員の安全を確保するために必要な防災機能設備等の整備を対象とすること。 ④ 児童生徒数の増加が顕著である特別支援学校の教室不足や施設の狭隘化を早急に解消するための財政支援を拡充するとともに、児童生徒の増加などに対応するため、スクールバスの導入及び運行経費にかかる財政支援の拡充を図ること。 ⑤ 下校時の通学路や学校内の安全・安心を確保するため、人的配置や資材の整備等に対する財政支援を行うこと。 ⑥ 夜間中学校の継続的な運営にかかる財政支援制度等を充実するとともに、学齢期を経過した生徒に対する就学援助制度を創設すること。 ⑦ 原級留置（留年）に至った原因や背景には様々なものがあり、生徒

番号	項目名	内容
		が登校したくともできない状況にあるものもあることから、原級留置（留年）により就学支援金支援対象期間（全日制にあつては36月、定時制・通信制にあつては48月）を超過した生徒に対しても、再入学や編入学により当該期間を超過した生徒に対する学び直し支援と同様に、就学支援金相当額を支給する支援制度を創設すること。 （教育委員会）
7	四国遍路の世界遺産登録について 【文部科学省、文化庁】	・四国遍路を世界遺産国内暫定一覧表に追加すること。 ・札所寺院等の文化財調査等の取組に対する財政支援を行うこと。 （文化芸術局）
8	子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について 【厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省】	○ 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、他の依存症対策と同様、法整備や医療提供体制の充実などの必要な施策、ネット・ゲーム依存症の危険要因を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。 ○ 全国においても、ネット・ゲーム依存症に対応できる医療機関等が不足するなか、地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材や、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するための研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。 ○ 国においては、eスポーツの活性化について、子どものネット・ゲーム依存症につながることをないよう、慎重に取り組むとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他必要な施策を講じること。 （子ども政策推進局、健康福祉部、教育委員会）
9	医師確保対策について 【厚生労働省】	① 国は、医師偏在指標が上位1／3の都道府県を医師が多数・過剰とみなし、医師確保・偏在是正の施策を実施しているが、こうした相対的な基準により、画一的に地域枠医師の臨時定員を削減することは、若手医師の不足や医師の地域偏在が解消されていない現状を踏まえると全く受け入れられないものである。全ての地域において真に必要な医師数が確保できるまで、地域枠医師の臨時定員増の継続を強く要望する。 ② 医師の働き方改革の推進に当たっては、地域の医療提供体制に深刻な影響をあたえることが懸念されることから、地域の医療提供体制を維持するため、必要な医師数の確保や助成制度の創設など必要な対策を一体的に講じることが強く要望する。 （健康福祉部）
10	★社会福祉法人や医療機関等への支援の拡充について 【厚生労働省、こども家庭庁】	○ 昨今の物価高騰や人件費上昇に伴う社会福祉法人や医療機関等における収益悪化の状況、さらには他産業の賃上げ状況に比べ報酬改定による人件費への措置が不足している状況を踏まえ、安全・安心な福祉・医療サービスの提供体制の維持・確保を図るため、活動経費の増大や安定的な人員の確保に資する公的価格等の見直しを行うほか、国の責任にお

番号	項目名	内容
		いて必要な対策を講じること。 ○ 国の補正予算等で適時の財政補てんを行う場合には、各自治体の判断に委ねることなく国の責任において適切な対策を講じること。 (健康福祉部・子ども政策推進局)
11	生産性を高める農業基盤の整備について 【農林水産省】	(1) 農業農村整備事業関連予算の確保 農業農村整備事業は、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展、国土強靱化、多面的機能の発揮の観点から、地域のニーズに即し、計画的に進める必要があるため、農業農村整備事業関連予算について、近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算を確保するとともに、事業実施に伴う受益者負担の軽減を図ること。 (2) ため池の総合的な防災減災対策に必要な予算の確保と制度の拡充 「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、劣化状況評価等に基づく「防災工事等推進計画」や「老朽ため池整備促進計画」を策定し、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の円滑な推進のため、近年の物価高騰も考慮のうえ、要望に見合った十分な予算の確保やソフト対策の充実を図ること。 (農政水産部)
12	★産業として成り立つ畜産業の振興について 【農林水産省】	★(1) 食肉処理施設の再編整備 ① 食肉処理施設の施設整備関連事業の継続及び予算を確保すること。 ② 上記事業において、既存敷地内での建て替えを想定しており、業務を継続しながらの整備となることや工期中に建物の撤去が必要となることなどを踏まえ、補助上限事業費の引き上げや取組実施期間（5年間）の延長を認める柔軟な対応をすること。 (2) 畜産業における飼料価格高騰対策 近年類を見ない飼料価格の高騰が、長期にわたり現在も継続しており、畜産農家は廃業の検討も余儀なくされるような危機的な状況にあるなか、配合飼料価格安定制度については、令和5年度は直前2.5年間の平均値を補填発動基準とする特例が設けられたが、第3四半期で終了し、同年度第4四半期以降、現在まで補填金が支払われていない。 今後、長期間の飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。 ◎(3) 畜産経営における生産基盤の強化 ① 畜産農家の経営の安定を図るため、畜産クラスター事業関連の予算を確保すること。 ② 畜産クラスター事業において、酪農家の規模拡大に必要な搾乳牛舎等を施設整備事業の対象とすること。 (農政水産部)

番号	項目名	内容
13	森林整備と森林資源の循環利用の推進について 【林野庁】	① 森林整備の担い手の育成・確保 県土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収源など、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、森林整備と森林資源の循環利用を一層推進する必要がある、森林整備の担い手を育成・確保するため、緑の青年就業準備給付金の予算確保や高性能林業機械導入について補助要件（事業量 3,000 m³/年以上）の緩和を行うこと。 ② 花粉の少ない森林への樹種転換促進 花粉の少ない森林への樹種転換促進の支援対象にスギ人工林だけではなくヒノキ人工林を加えること。 ③ 新たな木材加工施設の整備 令和 6 年度合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金で整備している大倉工業株式会社の木材加工施設に粗挽き製材を供給する施設が必要である。本県では国産材主体の製材施設が 1 か所しかなく、「かがわヒノキ」等県産木材の利用を進めるため、香川県森林組合連合会が新たな製材施設の整備を計画している。整備に当たって当該交付金の活用を予定しており、今年度、交付対象施設の拡大など要件の緩和も含め、施設整備に必要な予算を確保・配分すること。 (環境森林部)
14	四国の新幹線導入について 【国土交通省、財務省】	四国の新幹線の早期実現のため、これまでに実施した具体的な調査を生かし、早急に整備計画格上げに向けた法定調査を実施すること。 (交流推進部)
15	公共交通への支援について 【国土交通省、財務省】	① ことでんへの支援 1) 地域鉄道の安全輸送設備や車両更新への支援に必要な予算の確保を図ること。 2) 新駅・複線化事業への支援に必要な予算の確保を図ること。 3) 地域鉄道の事業規模や施設の老朽化を踏まえ、事業継続が著しく困難になる前の段階において、維持・活性化に向けた抜本的な施策が実施できるよう支援制度の創設、拡充を図ること。 4) 駅トイレ単体の整備等にも活用できる支援制度を創設すること。 ② J R 四国への支援等 1) J R 四国の様々な経営課題に対する継続的な支援を実施すること。 2) 駅トイレ単体の整備等にも活用できる支援制度を創設すること。 あわせて、J R 四国に対し、駅トイレの整備等を強く働きかけること。 ③ バス・タクシー等自動車運送事業者への支援 1) 幹線バス等について、補助要件の緩和、補助上限の引き上げを図ること。 2) バス・タクシーの担い手確保のための継続的な財政支援を図ること。 ④ 地域公共交通への支援 市町における地域の実情に応じた公共交通維持の取組に対する支援制度の充実を図ること。 (交流推進部)

番号	項目名	内容
16	離島への航路の存続に向けた支援について 【国土交通省】	① 離島への航路に対し、燃油や資材等の価格高騰に対応した助成制度の創設や、他の公共交通と比較した運賃の割高感軽減のための制度の充実を図ること。 ② 船員の確保に対する支援制度の充実を図ること。 ③ 年度途中に発生した予期しない事由による欠損額の拡大など、補助対象航路の実態に即した補助金額を支出できるよう十分な財源を確保すること。 (交流推進部)
17	高松空港の機能強化について 【国土交通省】	① コロナ禍で大きなダメージを受けた上、物価高騰といったコンセッション応募時に予測し得なかった事象により、経営状況が悪化している高松空港株式会社に対し、一部の事業を国が分担し、又は事業費の一部を国が負担するスキームを導入すること。 ② 国際線のグランドハンドリング等の運航経費の支援を行うこと。 ③ 現在の高松空港の基本機能を維持しつつ、カテゴリⅢの計器着陸装置（ILS-CATⅢ）を早期に整備すること。 (交流推進部)
18	地方創生を支える社会資本整備の推進について 【国土交通省、総務省、財務省】	(1) 国土強靱化の推進【国土交通省、財務省】 ○ 激甚化・頻発化する自然災害や切迫する南海トラフ地震等に屈しない「強靱な県土づくり」に向けた更なる加速化・深化のため、地方創生に資する国土強靱化をより一層推進すること。 ○ 令和8年度予算に向けては、国土強靱化関連の予算・財源をこれまでを大きく上回る規模かつ通常予算とは別枠で確保するとともに、生産性向上に寄与するインフラ整備予算も確保することにより、物価高や賃金水準の上昇に対応した社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。 (土木部) (2) 高規格道路等の整備及び交通安全対策等道路事業の推進 【国土交通省、財務省】 ○ 人流・物流の円滑化による生産性向上、地域活性化等を図るため、次の項目について強力に推進すること。 ① 香川県幹線道路ネットワーク整備長期ビジョンの実現 ② シームレスな高規格道路ネットワークの構築（高松環状道路、高松空港連絡道路等） ③ 直轄国道の整備 ④ 孤立化が生じる可能性が高い地域へのアクセス道路整備等の個別補助化などの重点支援 ⑤ 道路施設の老朽化対策の推進 ⑥ 通学路における交通安全対策の推進 ⑦ 緊急輸送道路等における無電柱化の推進

番号	項目名	内容
		○ 安全・安心の確保のための対策を継続的・安定的に進めるため、国土強靱化関連について、能登半島地震等を踏まえた更なる対策の拡充や新たな施策の位置づけ、資材価格などの高騰も踏まえ、5か年加速化対策を大幅に上回る事業規模・予算とし、必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で満額確保すること。 (土木部) (3) 海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進 【国土交通省、財務省】 南海トラフ地震への対策として海岸堤防や河川堤防における地震・津波対策を計画的かつ着実に推進するため、南海トラフ地震防災対策推進地域を対象に、個別補助事業の採択要件や防災・安全交付金事業の重点配分要件を拡充・緩和し、重点的に予算配分・支援すること。 (土木部、農政水産部) (4) 「流域治水」に基づく防災・減災対策の推進 【国土交通省、財務省、総務省】 これまでとは次元の異なる風水害や土砂災害に対し、「流域治水」を加速化・深化し、県民の生命・財産・暮らしを守り、災害に屈しない強靱な県土づくりを進めていくため、「激甚化する風水害への対策」や「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」を推進できるよう「国土強靱化実施中期計画」に位置付け、令和8年度予算について、これまでを大きく上回る規模かつ通常予算とは別枠で確保するなど重点的に支援すること。 ・ダム建設事業を計画的・集中的に推進するための予算を確保すること。 ・河川整備計画に基づく整備を対象期間内に完了するための予算を確保すること。 ・河川等の浚渫・樹木伐採を継続的に推進できるよう必要な予算を別枠で確保するとともに、小規模河川や普通河川等の整備推進のため「緊急自然災害防止事業債」の事業期間を延長すること。 ・土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設や保全人家が100戸以上ある箇所対策を今後10年間で集中整備するための予算を優先的に確保すること。 ・流域治水プロジェクト内の小規模施設等の老朽化対策や、水門の遠隔化・自動化等の高度化を一体的に進めるとともに、効果的な施設管理を行うため、氾濫域が重なる複数水系を圏域単位でパッケージ化して採択するなど、メンテナンス事業の制度を見直すこと。 (土木部) (5) 港湾事業の推進【国土交通省、財務省】 ① 高松港の港湾機能強化の推進 効率的な輸送体系の構築による地域産業の競争力強化や大規模災害時の緊急輸送機能を確保するため、国において整備中の「複合一貫輸送ターミナル整備事業」をより一層推進するとともに、朝日地区における船舶の大型化に対応した大水深岸壁の整備や、玉藻地区において

番号	項目名	内容
		多くの離島定期航路が利用する岸壁の耐震化の検討に着手する等、港湾計画の早期実現に向けて重点的に支援すること。 ② 訪日クルーズ運航再開後の観光需要を取り込むための高松港玉藻地区における港湾整備への支援 クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への全国的な取組が進められているなか、本県では、官・民による大規模開発が進められており、交通機能が集約され市街地にも近接していること等から、クルーズ客船の乗客からも好評を得ている高松港玉藻地区（サンポート高松地区）のクルーズ客船専用岸壁において、大型クルーズ客船（11万GT級）に対応した岸壁の整備を進めているところである。 クルーズの再興・拠点形成に向けて、特定利用港湾でもある高松港における受入環境整備について、早期整備に必要な予算を確保する等、重点的に支援すること。 ③ 海辺の賑わいの創出に向けた支援 港湾・海岸空間の利用ニーズが多様化しているなか、都市機能が集積した交流拠点である高松港玉藻地区（サンポート高松地区）においては、賑わい空間として高度利用が可能な緑地等が数多く存在し、賑わい創出に資する施設整備が求められている一方、国有港湾施設である玉藻防波堤ボードウォークをはじめとする既存施設の老朽化が著しく、利用者の安全確保のためには早急な改修が必要である。 以上のことから、港湾・海岸空間を活用した更なる賑わい創出に資する施設整備を推進するため、多様なニーズに対応した緑地等の整備や国有港湾施設の改修に必要な予算を確保する等、重点的に支援すること。 （土木部） (6) 安全・安心な水道水供給に向けた水道事業の推進等 【国土交通省、財務省、総務省】 1 耐震対策の推進 能登半島地震を受けて、災害に強い水資源インフラの整備が急務となっていることから、急所施設（導水管、送水管）や重要施設に接続する水道管路（配水本管、配水支管）の耐震化を推進するための支援を拡充し、必要な予算を確保すること。 (1) 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に対する防災・安全交付金の交付率（1/3）を下水道事業と同程度（1/2）まで引き上げること。 (2) 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に係る水道事業債について、下水道事業債と同様に元利償還金に対して普通交付税措置を講じること。 (3) ① 急所施設や重要施設に接続する水道管路の耐震化事業に係る繰出基準（通常の耐震化事業に上積みして実施するものの1/4）について、水道広域化に対する基準（水道広域化施設に係る建設改良費の1/3）と同等程度まで拡充すること。 ② 繰出に伴う一般会計出資債の元利償還金に対する地方交付税措置（元利償還金の1/2を普通交付税措置）について、水

番号	項目名	内容
		道広域化事業（元利償還金の60%を普通交付税措置）と同程度まで拡充すること。 2 広域水道施設整備等の推進 （1）広域化による経営基盤の強化を確実に図るため、広域化事業・運営基盤強化等事業への必要な予算を確保すること。 （2）広域化事業の時限措置（10年間）を延長し、運営基盤強化等事業の事業費については、広域化事業費の総額を上限とする要件を緩和すること。 （政策部）
19	脱炭素・地球温暖化対策の推進について 【環境省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、総務省】	① 国を挙げた地球温暖化対策の推進 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素技術の技術開発・社会実装の早期の実現に国が主導的に取り組むとともに、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を中心に、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって脱炭素に向けて取り組む機運を醸成すること。 ② 地域における脱炭素化の促進 地域脱炭素は、地球環境の保全はもとより、地方創生や地域経済の活性化にも資することから、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を継続・拡充し、地域脱炭素を加速化すること。特に、採択していただいている「重点対策加速化事業」については、昨年度、認められていた事業者の省エネ設備更新の優先度やニーズに合わせた給湯機器から空調機器等への事業間流用を復活させるなど、自治体が利用しやすいものとする。 また、「脱炭素化推進事業債」について、国庫補助事業の地方負担分や県単独で実施しているZEH導入促進補助等に活用できるよう、適用に当たっての要件緩和や対象事業の拡充など見直しを行うとともに、令和7年度までとなっている事業期間を延長し、継続的に地域の脱炭素化を支援すること。 ③ 脱炭素に向けた施設・設備等の整備 地域の企業が事業活動での脱炭素化により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるため、工場等での脱炭素・省エネルギー型の設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入ができるよう、税制の優遇措置や補助金等による十分な支援策を講じること。 家庭の脱炭素化においては住宅の断熱化が重要であり、ZEHの新築や既存住宅の断熱改修に対して、国の補助金と併用できる方式で、本県独自の補助を行っている。昨年度は、ZEHについての予算額を大幅に増やし、ほぼ全額を執行している。また、断熱改修についても昨年度から支援しているところである。家計にとって負担の大きい住宅の建築や改修において、国と県から補助が得られることで効果的な導入促進施策となっていることから、国の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」や「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」など住宅脱炭素の支援策を継続・拡充すること。 EV、FCVなどの導入促進や充電・充填インフラの整備、運営への支

番号	項目名	内容
		援の充実など、脱炭素に向けた施設・設備等の整備が促進されるよう十分な支援策を講じること。 ④ 再生可能エネルギーの最大限導入 日照時間は長いものの、県土が狭隘な本県において、再生可能エネルギーの導入をより一層進めるためには、次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の活用が期待されており、新技術の早期社会実装を実現し、広く社会に普及していくよう、十分な技術支援や財政措置を講じること。また、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付対象に、ペロブスカイト太陽電池を追加すること。 再生可能エネルギーの最大限活用に向けては、出力変動に対応できる調整力等の供出や余剰電力の吸収が重要であり、再生可能エネルギーから製造した水素の利活用や系統用蓄電池の導入を推進すること。 (環境森林部)